

別府商工会議所は、会員企業を応援します！



会議所ニュースへのチラシ折込料

通常 30,000円(税込) → 無料

会報は10回/年発刊

(8・12月を除く毎月15日発刊)

申込期限：発刊月の前月10日まで

納品期限：発刊月の前月25日まで

【お申込み・お問合せ】

別府商工会議所 企画観光事業部

〒874-8588

別府市中央町7番8号

TEL:0977-25-3311

FAX:0977-26-2232

■申込方法

- ①下記申込書に必要事項を記入し、チラシのサンプルを添えて同封希望月の前月10日までにFAXまたは郵送にてお申込みください。
- ②内容確認後、受付完了をお申込者様にご連絡いたします。
- ③同封希望月の前月25日までにチラシを当所へ納品してください。(2,000部)

■注意事項

- ・お申し込みは、別府商工会議所の会員事業所に限ります。
- ・無料サービスの期間は、令和4年1月号～令和6年11月号までとします。
- ・上記期間内に1事業所原則1回(1部)までとし、会議所ニュース発行毎に先着順にて20社を上限とします。
- ・詳細については、裏面の運用規程にてご確認ください。
- ・事前にチラシの内容を確認させていただき、本サービスの運用上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

別府商工会議所 会員支援サービス申込書

事業所名			
所在地	〒		
代表者名		担当者名	
電話番号		FAX	
同封希望月	____年____月号	納入予定日	____月____日頃予定 ※同封希望月の前月25日までに納品してください。
同封サイズ	() B5 () A4 () B4 () A3 ※A4サイズを超える場合は、当所が指定する大きさに畳んだ上で納入してください		
利用承諾	本サービスを利用するにあたり、裏面の運用規程を承諾しました。 <input type="checkbox"/> (チェックをお付けください)		

ご記入いただいた情報につきましては、本サービスに関するご連絡以外には使用いたしません。

【別府商工会議所使用欄 (何も書かないでください)】

専務理事	事務局長	部長	担当者	係

会員番号：

受付日：令和 ____年 ____月 ____日

担当者：

上記の申込について

承認 ・ 不可

別府商工会議所会員限定 会議所ニュース DM折込無料
『会員応援支え愛サービス』運用規程

1. このサービスは、別府商工会議所（以下、「当所」という）会員事業所に対し、新型コロナウイルス感染症収束後の地域経済活性化の一つとして、無料にて各種情報を提供するとともに、会員企業の発展に資することを目的とする。
2. このサービスは、当所が発行する『会議所ニュース』に販売促進等の書類やチラシなどを同封するものであるが、同封する書類やチラシなどの内容や、作成責任を有する企業などに対しての与信を与えるものではないものとする。
3. このサービスを利用しようとする際は、次に記載するような書類やチラシを作成しないこととする。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 関係法規に違反するもの
 - (3) 政治宣伝、宗教、風俗営業および消費者金融に関するもの
 - (4) 個人の名誉や人権、プライバシー侵害などにあたる表現を含んでいるもの
 - (5) 実際より過大な表現を用いているもの
 - (6) 虚偽または誤解を与える恐れがあるもの
 - (7) 他の会員および消費者などに不当な不利益を与える恐れがあるもの
 - (8) 『会議所ニュース』の編集方針などに反するもの
 - (9) その他、サービス運用上で不相当と認められるもの
4. このサービスで同封する書類やチラシなどは、事前に当所で審査することとする。その際、前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、このサービスは履行しないこととする。なお、審査内容や解釈については、全て当所にあるものとし、サービスを履行しない理由などを明示する義務はないものとする。
5. このサービスの実施予定月において、『会議所ニュース』の発行がやむを得ない事情などにより遅延する場合、実施月を繰延べることがあることとする。また、書類およびチラシの内容によっては、申込みを断ることもあることとする。
6. このサービスの料金については、無料とする。
なお、当所にてチラシの印刷を行う場合の印刷費については、有料とする。
また、厚さや重量などによっては、別料金を請求する可能性があることとする。
7. 当『会議所ニュース』に同封する書類およびチラシは、原則として、B5版、A4版、B4版、A3版の1枚もの（両面刷り可）のみとし、それを各自が必要部数（2,000部）、当所が指定する大きさに折り畳んだ上で発行月の前月25日までに当所に納品することとする。
8. この運用規程に同意した場合、指定の「利用同意・申込書」に記載・捺印し、同封希望月の前月10日までに、書類・チラシのサンプルとともに、当所に持参または送付することとする。
9. このサービスに関する手続き上のトラブルは、双方が誠意をもって対応することとする。また、書類およびチラシの内容に関する責任は、全て広告主に帰属するものとし、このサービスにより生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わないこととする。